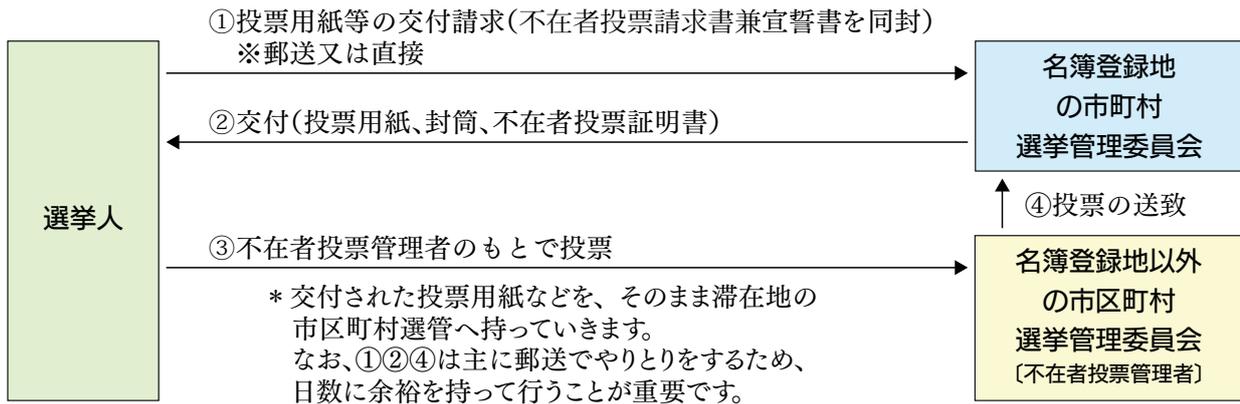
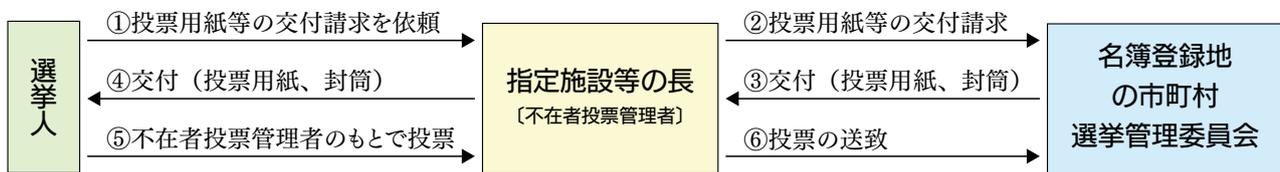


★ 不在者投票の手続き

**自分の選挙人名簿の属する市町村以外の市区町村で不在者投票する場合
(他市区町村に滞在中・出稼中などの人が滞在地、出稼地で投票する場合)**→印鑑は不要です。不在者投票請求書兼宣誓書の記入も簡単です。



指定施設等で不在者投票する場合



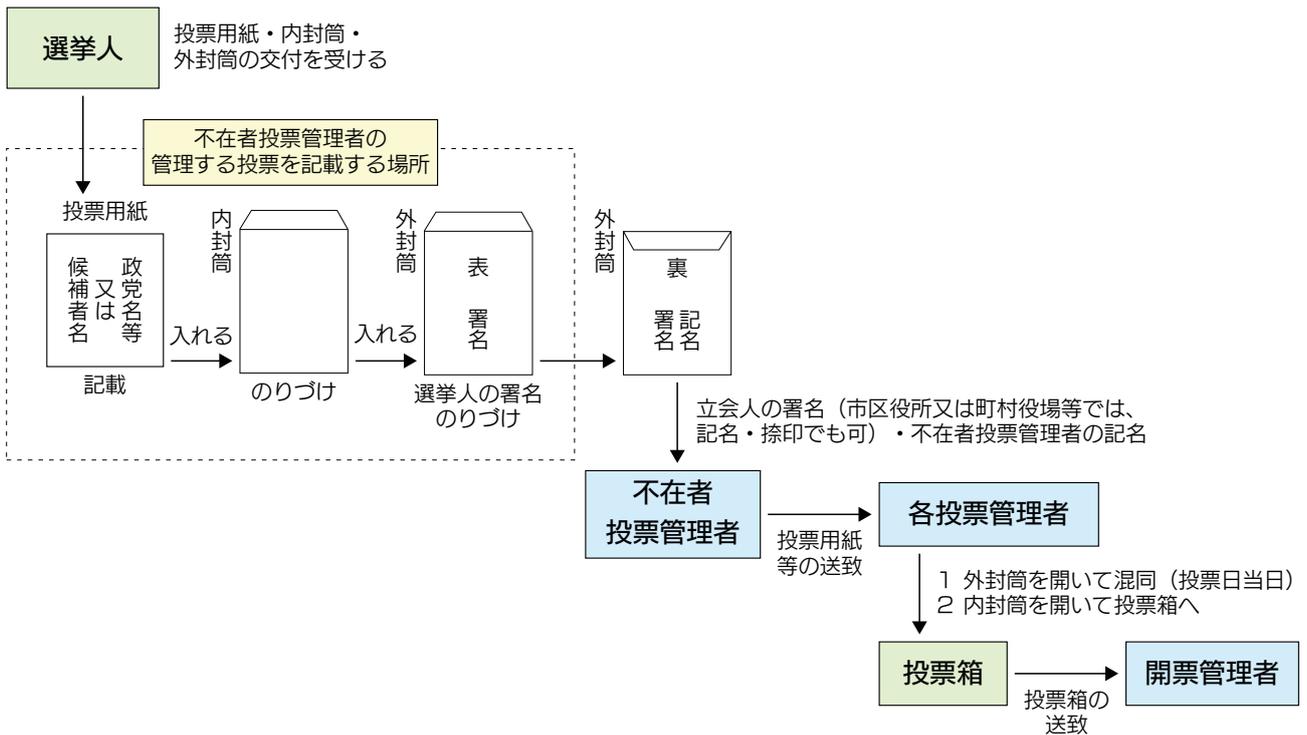
(注) 選挙人が、直接、投票用紙等の交付を受けて、指定施設等で不在者投票する方法もあります。

投票用紙・封筒の請求を依頼すれば、その手続きは指定施設等の担当職員が行います。

指定施設等は、施設規模に見合った投票事務の執行体制がとれるかを勘案して県選挙管理委員会が指定します。指定を受けていない病院や老人ホームなどでは、不在者投票をすることはできません。

なお、指定施設等において不在者投票ができるのは、その指定施設等に入院中又は入所中の人で、一定の要件を満たした人に限られます。

★ 不在者投票の手順



外封筒には、表面に投票した選挙人自身の署名、その裏面には、不在者投票管理者の記名及び投票立会人の署名（市区役所又は町村役場における不在者投票は、記名・押印でも可）が必要です。どちらかが欠けても無効になります。

★ 期日前投票、不在者投票の場合も、自ら投票用紙に文字を記入することができない人は、係員に申し出て、補助者が他の補助者の立ち会いのもと、代わって記入する「代理投票」制度があり、目の見えない人で点字習得者は点字による投票をすることができます。